



65歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を
無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する計画を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、認定を受けること
2. 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則等に規定していること
3. 2.の規定に基づき、50歳以上かつ定年年齢（※1）未満の有期契約労働者を、
 - 1.の計画の期間内に無期雇用労働者に転換すること（※2）（※3）
4. 3.により転換した労働者を、転換後6ヵ月以上継続して雇用し、その賃金を支給すること（※4）
5. 1.の計画の提出日の1年前の日から支給申請日の前日までの間に、60歳以上の定年を定めていること、および65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること
6. 高年齢者雇用推進者の選任に加え、次の①～⑦の措置を1つ以上実施していること
 - ①職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等
 - ②作業施設・方法の改善
 - ③健康管理、安全衛生の配慮
 - ④職域の拡大
 - ⑤知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - ⑥賃金体系の見直し
 - ⑦勤務時間制度の弾力化

※1 65歳以上である場合にあっては65歳

※2 労働契約法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）に基づき、労働者からの申込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと

※3 無期雇用転換日において64歳以上の者でないこと

※4 通常勤務した日数が11日未満の月は除く

受給内容

対象労働者1人につき **38万円<48万円>（48万円<60万円>）**

※< >内は生産性の向上が認められる場合の額

※（ ）内は中小企業事業主に対する助成額

※1年度1事業所当たり10人まで

取り扱い機関

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構